

株式会社化・上場に関するお知らせ

第一生命の株式会社化・上場に関する重要事項を掲載しております。
ご一読いただきますようお願い申し上げます。



当社の株式会社化に関する「振り込め詐欺」等にご注意ください。
株式の割当てやお受け取りに関して、ご契約者さまから金銭をお払い込みいただくことは一切ございません。

株式会社化に関するお問い合わせ先

株式会社化専用コールセンター(専用フリーダイヤル) 受付時間:月~金 9:00~18:00(祝日・年末年始は除く)

個人のご契約者さま  **0120-084-181**

法人・団体のご契約者さま  **0120-084-282**



色覚の個人差を問わず、できるだけ多くの方に見やすいような配慮や表示を心がけました。モニターによる検証などを経て、NPO法人カラーユニバーサルデザイン機構(CUDO)より認証を取得しています。

ごあいさつ

平素より、私ども第一生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

既にご案内のとおり、当社は、厳しい市場環境においても持続的な成長を実現するために、より柔軟な経営戦略を取り得る株式会社に組織形態を変更し、また、市場の規律に基づいたより一層透明性の高い経営を目指すべく、株式を上場することが必要と判断して、本格的な準備を進めてまいりました。

今般、平成21年6月30日に開催されました第108回定時総代会におきまして、保険業法第86条に基づき、平成22年4月1日に株式会社化(相互会社から株式会社への組織変更)することをご承認いただきました。これにより、当局の認可等を条件として株式会社となり、あわせて、証券取引所の承認を条件として、株式会社化と同日もしくはその後すみやかに当社株式を上場することを目指します。

なお、株式会社化にともない、補償基準日(平成21年3月31日)において有効な有配当保険契約にご加入のご契約者さまを対象として株式の割当計算を行い、平成21年7月から12月にかけて、本冊子とは別に、割当株式数および必要なお手続きについて、郵送にてご案内申しあげる予定でございます。

当社は、今後とも、生命保険会社としての社会的役割を自覚しつつ、社会との調和のある持続的発展を通じて、「お客さまから最も支持される生命保険会社」となるべく努めてまいります。引き続き、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年7月



代表取締役社長 齋藤勝利

はじめに

当社は、平成21年6月30日に開催されました第108回定時総代会におきまして、保険業法第86条に基づき、平成22年4月1日に株式会社化(相互会社から株式会社への組織変更)することについて決議を行いました。

■総代会決議の内容

・「組織変更計画」の承認

※「組織変更計画」とは、株式会社化に関する計画であり、株式会社化後の会社の概要、取締役・監査役、定款、株式会社化にともなう株式の割当てに関する事項等を定めています。

<株式会社化後の当社の概要>

商号	第一生命保険株式会社
本店の所在地	東京都千代田区(従来と変更ありません)
ご契約者さまに対する割当てにより発行する株式の総数	1,000万株(普通株式) ※株式会社化時点では上記以外に発行する株式はありません。
資本金および資本準備金	資本金 2,102億円 資本準備金 2,102億円

つきましては、当社の株式会社化に関する今後のスケジュール等の重要事項をお知らせします。詳細につきましては、「組織変更計画」をご覧ください。

なお、現時点では株式会社化にともなうお手続きは必要ございません。ご契約者さまごとの割当株式数および必要なお手続きにつきましては、平成21年7月から12月にかけて、本冊子とは別に、郵送にてお知らせしますので、今しばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。

目次

I.株式会社化・上場の目的	1
II.株式会社化・上場の主なスケジュール	2
III.相互会社と株式会社の主な相違点	3
IV.ご契約者さまへの影響	4
V.ご契約者さまへの株式の割当て	5
VI.用語解説	8
VII.よくいただくご質問	9
VIII.異議申立て	12

I. 株式会社化・上場の目的

「最も支持される生命保険会社」となるため、持続的な成長の実現を目指します。

1 品質保証新宣言

当社は、平成18年9月、「品質保証新宣言」を発信しました(下段参照)。これは、当社の経営理念である「ご契約者第一主義」をあらためて見つめなおし、お客さまを何よりも大切にすることを追求していこうというものです。財務基盤の維持・強化に努めるとともに、お客さまからのご意見を活かしながら、「ご契約時」、「ご契約期間中」、「お支払い時」のどの段階においても、お客さま本位の商品・サービスの改善を進めていきます。この「品質保証新宣言」を確実に履行することを、企業の社会的責任と認識し、「CSR経営」の中核と位置づけ、取組みを推進しています。

2 株式会社化・上場

「品質保証新宣言」でお約束した「品質」を長期的にご提供し続け、「お客さまから最も支持される生命保険会社」となるためには、持続的な成長が不可欠です。今後、競争が一段と激化していく生命保険市場において、それを実現するためには、現在の「相互会社」から、より柔軟な経営戦略を取り得る「株式会社」という組織形態に会社の仕組みを変更し、かつ株式を上場することが必要と判断しました。

株式会社化および上場により、株式市場からの資本調達が可能となり、成長分野への積極的な投資ができます。また、将来的には、持株会社体制への移行を含め、事業展開の自由度が広がります。これらにより、お客さまにより高い「品質」の商品・サービスを提供することが可能となります。

第一生命 品質保証新宣言

- 1902年(明治35年)の創立以来の経営理念「ご契約者第一主義」をさらに追求します。
- 長期間の保険引受けを確実に支える財務基盤を維持、強化します。
- ご提供させていただく商品・サービスの品質管理を徹底します。
- 「ご契約時」、「ご契約期間中」、「お支払い時」のどの段階においても、ご契約内容について知りたいこと、重要なことを分かりやすくご説明します。
- 保険金・給付金の正確かつ公平なお支払いを実行します。
- 幅広く社外の方々からご意見をいただき、お客さまの視点を積極的に取り入れます。
- 私たちへのご意見やお申し出を真摯に受けとめ、そして日常の業務を常に見つめなおし、業務プロセスを改善します。
- 社会への積極的な情報開示を行い、ご信頼とご支持を得られるよう努めます。

II. 株式会社化・上場の主なスケジュール

平成22年4月1日に株式会社化し、同日もしくはその後すみやかに上場する予定です。

平成21年 3月31日	補償基準日	株式会社化にともなう株式の割当計算の対象となるご契約者さまを確定するための基準日(補償基準日)を、平成21年3月31日に設定しました。
平成21年 6月30日	定時総代会	株式会社化後の会社の概要、取締役・監査役、定款、株式会社化にともなう株式の割当てに関する事項等を定める「組織変更計画」につき、承認いただきました。 翌日、「相互会社から株式会社への組織変更に係る公告」を、日本経済新聞および官報において行っております。 なお、当社のご契約者さまは、株式会社化に異議を申し立てることができます。 *異議申立ての締切日は平成21年12月28日です。
平成21年 7月~12月	割当株式数のご通知	寄与分割合に応じて、算出したご契約者さまごとの割当株式数を、平成21年7月から12月にかけて、本冊子とは別に、ご契約者さまに郵送にてお知らせします。 株式の割当てがあるご契約者さまには、同時に、株式のお受け取り方法や金銭をお受け取りいただく銀行口座の確認等もご案内します。
平成22年 3月下旬	売却価格の決定	割当株式数のうち小数点以下の端数部分については、株式でお受け取りいただくことができないため、当社にて一括して売却することにより、ご契約者さまに端数部分相当の金銭をお受け取りいただきます。 その際の1株あたりの売却価格につきましては、裁判所の許可を得た売却方法により、平成22年3月下旬に決定されます。
平成22年 4月1日	株式会社化 株式の上場	ご契約者さまからの異議申立てが一定数に満たないこと、当局の認可が得られること等を条件として、株式会社(商号:第一生命保険株式会社)となります。 株式会社化と同日またはその後すみやかに、証券取引所へ当社の株式を上場することを目指します。
	当社株式のお受け取り (証券口座への記録)	割当株式数が1株以上となるご契約者さまについては、ご指定の証券口座に当社の株式を記録することによって当社の株式をお受け取りいただきます。なお、株式でのお受け取りをご希望されないご契約者さまにつきましては、株式相当額を金銭にてお受け取りいただくことも可能です。
平成22年 4月~	金銭のお受け取り (銀行口座への送金)	株式相当額の金銭をお受け取りいただくご契約者さま・端数部分の割当てのあるご契約者さまに、平成22年4月以降順次、金銭をご指定の銀行口座に送金します。 なお、お支払い金額や送金予定日については、平成22年4月上旬から中旬にかけて、これらのご契約者さまあてにお送りする「お支払い金額のお知らせ」にてご確認いただきますようお願いいたします。

※スケジュールについては本冊子作成時点(平成21年7月)での予定であり、変更となる可能性があります。

「生涯設計レポート」の発信時期について

毎年ご契約者さまに提供しております「生涯設計レポート」は、割当株式数のご通知の発送の関係上、本年度は発信時期を変更し、原則として平成21年9月から平成22年1月にかけて送付します。

Ⅲ. 相互会社と株式会社の主な相違点

「相互会社」から「株式会社」へ会社の仕組みが変わります。

1 会社運営の重要事項決定

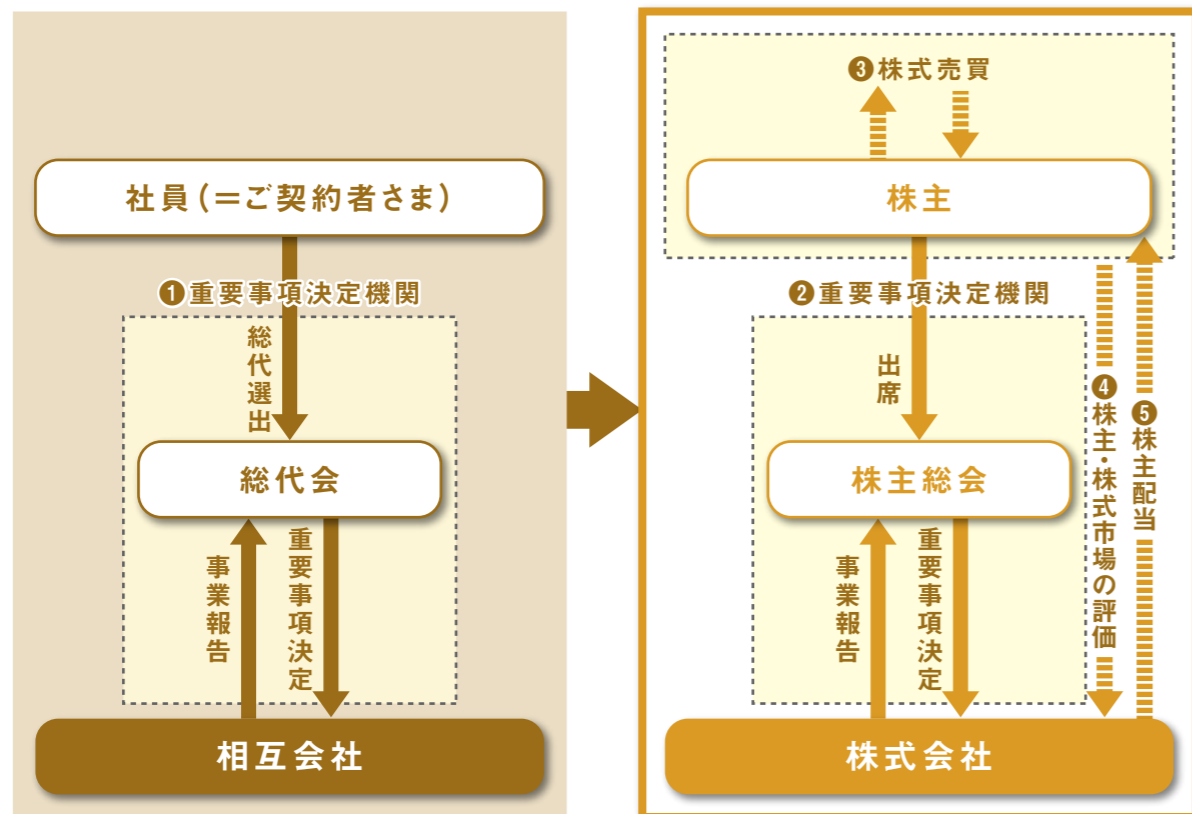
相互会社では、「ご契約者さま(無配当保険契約のみのご契約者さまを除く)」が「社員」として、会社運営の重要事項を決定しますが(下図①)、株式会社では「株主」が重要事項を決定します(下図②)。

2 株式上場

株式が証券取引所に上場されることによって、株主は株式を市場において原則として自由に売買することが可能となります(下図③)。会社の経営に関する株主・株式市場からの評価は、株価という尺度により、一層明確になされることになります(下図④)。

3 株主配当

株式会社の利益の一部は、株主総会の決議により、当該会社の株主が持っている株数に応じて、配当(以下、「株主配当」といいます。)として分配されます(下図⑤)。



Ⅳ. ご契約者さまへの影響

株式会社化・上場後においても、
保険料・保険金等の保険契約の内容に変更はありません。

1 ご契約されている保険の内容

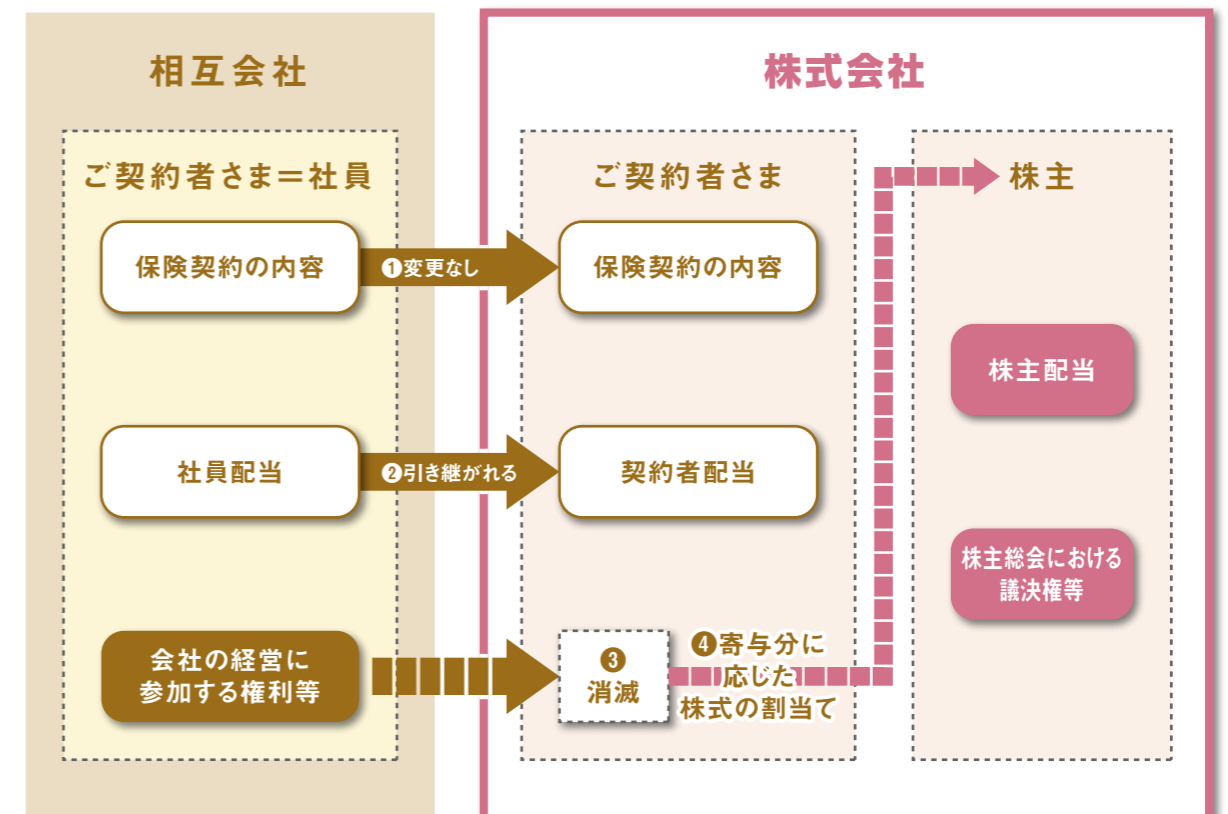
株式会社化後においても、ご契約いただいている保険契約の内容(保険料・保険金等)に変更はありません(下図①)。

2 ご契約者さまへの配当

相互会社における「社員配当」を受け取る権利は、株式会社化後には「契約者配当」を受け取る権利として引き継がれます(下図②)。また、保険業法の定めにしたがって、契約者配当に係る方針を株式会社化後の会社の定款に記載し、ご契約者さまの配当に関する権利の保護を図ります。具体的には、株式会社化後においても相互会社に適用される社員配当準備金の積立割合と同じ割合(現行20%以上)を適用して、契約者配当の原資とします。

3 会社の経営に参加する権利

株式会社化後には、総代選出権等の会社の経営に参加する権利等は失われます(下図③)。これらの権利を補償するために、ご契約者さま(無配当保険契約のみのご契約者さまを除く)の寄与分に応じて株式の割当てを行います。なお、株式の割当ては、寄与分に応じて行われる(下図④)ため、株式が割り当てられない有配当保険契約のご契約者さまもいらっしゃいます。



V.ご契約者さまへの株式の割当て①

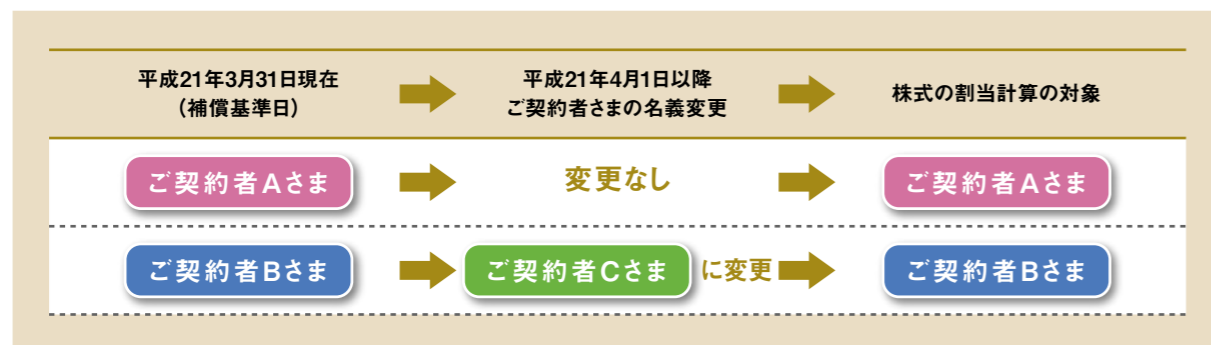
株式の割当計算の対象となるご契約者さまについてご説明します。

1 株式の割当計算の対象となるご契約者さま

株式の割当計算は、補償基準日(平成21年3月31日)において有効な有配当保険契約のご契約者さま(本冊子をご送付させていただいているご契約者さま)を対象とします。

したがって、平成21年4月1日以降に保険契約のご契約者さまの名義を変更された場合であっても、株式の割当計算は平成21年3月31日時点のご契約者さまを対象として行います。

ただし、株式の割当ては、寄与分の大きさに応じて決まるため、有配当保険契約のご契約者さまであっても株式の割当てがないこともあります。



※ご加入者が保険料を負担されている団体保険契約等、ご契約者さまと保険料負担者が異なる場合でも、保険業法の規定に基づき、株式の割当計算はご契約者さまを対象として行います。(それぞれのご加入者は、株式の割当計算の対象にはなりません。)

2 株式の割当計算の対象となるご契約

補償基準日(平成21年3月31日)において有効な有配当保険契約が、株式の割当計算の対象となります。ご契約者さまへの株式の割当ては、保険契約ごとの寄与分(当社の純資産等の形成への寄与度合い)を保険業法の定めにしたがって計算し、その寄与分の大きさに応じて決まります。

なお、下記のご契約については、株式の割当計算の対象とはなりません。

株式の割当計算の対象とはならないご契約

- ・無配当保険契約であるニュー・マイライン(予定利率変動型無配当個人年金保険)
- ・平成21年3月31日以前に、被保険者の死亡・満期等により消滅しているご契約(ただし、満期日が平成21年3月31日のご契約は株式の割当計算の対象となります。)
- ・平成21年3月31日以前に解約されたご契約(解約日が平成21年3月31日のご契約は株式の割当計算の対象とはなりません。)
- ・平成21年3月31日時点で失効しているご契約(平成21年3月31日時点で失効しているご契約を復活いただいても、復活日が平成21年4月1日以降であれば、株式の割当計算の対象とはなりません。)

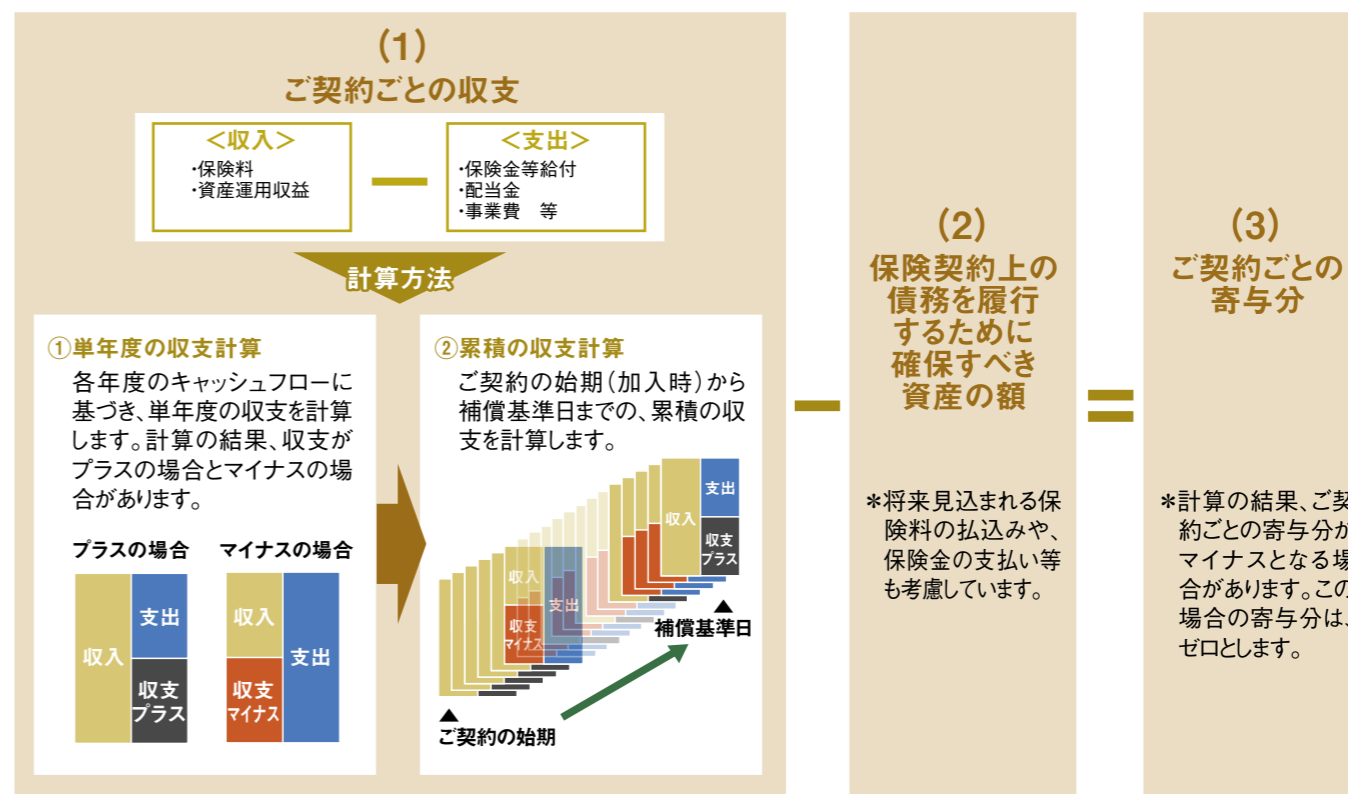
V.ご契約者さまへの株式の割当て②

株式の割当計算は、保険業法に基づき公正に行います。

株式の割当計算は、保険業法第90条第2項および保険業法施行規則第44条に基づき、補償基準日(平成21年3月31日)において有効な有配当保険契約について、保険種類、保険金額、保険料、ご契約期間等の諸条件をもとに公正に行います。株式の割当計算の概要は以下のとおりです。

なお、ご契約者さま間における公正な株式の割当てを確保するため、外部の第三者の数理専門会社において、株式の割当計算を実施しました。(同封の「株式会社化における保険数理的事項に関する意見書」をご参照ください。)

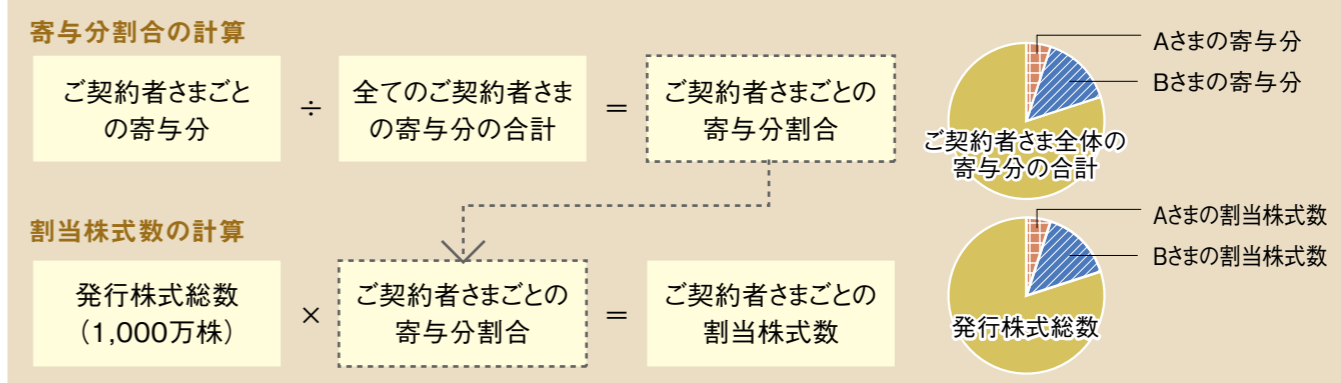
1 ご契約ごとの寄与分の計算



2 ご契約者さまごとの割当株式数の計算

株式の割当計算はご契約者さまごとに行います。ご契約者さまごとの割当株式数は、ご契約者さまごとの寄与分割合に応じて、発行株式総数を割り振って計算します。

※複数のご契約にご加入のご契約者さまの場合には、各ご契約の寄与分を合算して株式の割当計算を行います。



V.ご契約者さまへの株式の割当て③

株式をお受け取りいただく際に必要なお手続きをご案内します。

1 割当株式数が1株以上となるご契約者さま

平成21年1月以降、株券の電子化が実施されたことにより、当社の株式をお受け取りいただく際には、ご契約者さまの証券口座が必要となります。証券口座をお持ちでない場合でも、簡易な方法で証券口座をご開設いただけるよう、平成21年7月以降に必要なお手続きとあわせて郵送にてご案内します。

なお、割当株式数のうち小数点以下の部分(端数部分)については、株式でお受け取りいただくことができないため、当社にて一括して売却することにより、ご契約者さまに端数部分相当の金銭をお受け取りいただきます。

※株式でのお受け取りをご希望されないご契約者さまにつきましては、当社にて一括売却を行い、株式相当額を金銭にてお受け取りいただくことも可能です。

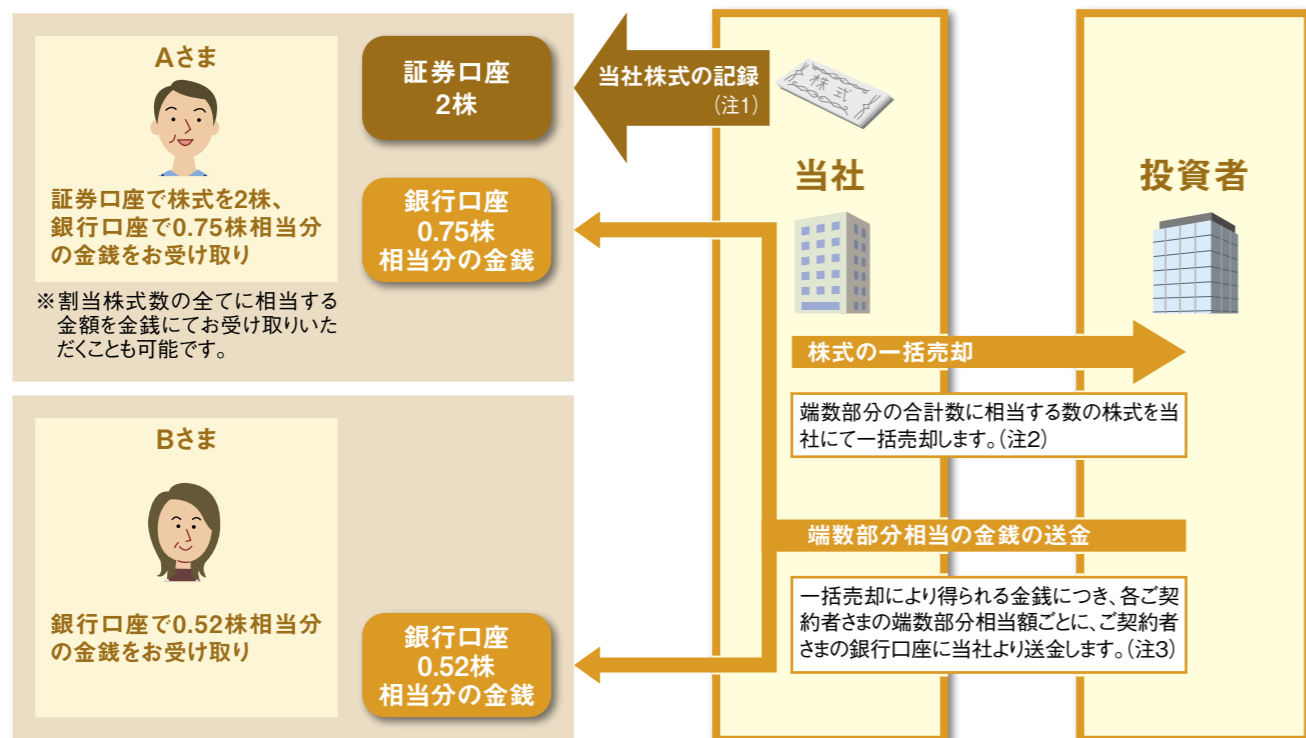
2 割当株式数が1株未満となるご契約者さま

株式でお受け取りいただくことができないため、当社にて一括して売却することにより、ご契約者さまに端数部分相当の金銭をお受け取りいただきます。

3 割当株式数がゼロとなるご契約者さま

お手続きの必要はございません。

例/Aさまの割当株式数が「2.75株」、Bさまの割当株式数が「0.52株」となった場合、以下のとおりとなります。



(注1)ご契約者さまの証券口座への当社株式の記録は、平成22年4月1日に行われる予定です。

(注2)1株あたりの売却価格につきましては、平成22年3月下旬に裁判所の許可を得た売却方法により決定されます。

(注3)平成22年4月以降に売却価格をご通知し、売却代金の送金を順次実施する予定です。

※スケジュールについては、本冊子作成時点(平成21年7月)での予定であり、変更となる可能性があります。

VI.用語解説

株式会社化・上場に関する用語のご説明です。

1 株式

株式会社の株主としての地位(ないし株主として持つ権利の総体)を株式と言います。株式は譲渡することができ、それにとまな、会社に対する株主としての地位も移ります。

2 株主

株式会社の構成員を株主と言います。株式が上場されている会社の場合には、その会社の株式を株式市場で購入すること等により、その会社の株主となることができます。株主には、株式会社の利益の一部を株主配当として受け取る権利や、株式会社の重要事項を株主総会における議決権行使を通じて決定する権利等があります。

3 上場

株式を東京証券取引所等の証券取引所で取引することができるようにすることです。当社の株式が上場された場合、株式の割当てを受けたご契約者さまは、原則として自由に株式を売買することが可能になります。

また、会社としても資金調達自由度が広がります。

4 社員

相互会社である保険会社のご契約者さまは、有配当保険契約へのご加入と同時にその相互会社の社員(構成員)となります(無配当保険契約のみにご加入の場合は社員となりません)。

5 総代会

相互会社の最高意思決定機関としては社員総会がありますが、多人数の社員に集まっていただくことが極めて困難であるため、これに代わる機関として、社員の代表である総代で構成される総代会の設置が保険業法で認められています。総代会では、会社の事業内容等の報告や、剰余金の処分、定款変更、取締役・監査役の選任等の重要事項の決議を行います。また、総代会では、株式会社への組織変更に関する組織変更計画の承認の決議も行います。

6 株主総会

株主総会とは、株式会社の構成員である株主が出席し、議決権を行使することによって株式会社の重要事項を決定する機関を言います。株主総会では、会社の事業内容等の報告や、株主配当、取締役・監査役の選任等の重要事項の決定を行います。

7 補償基準日

株式会社への組織変更にとまなう株式の割当て計算の対象となる社員を確定するための基準日です。具体的には、平成21年3月31日でございます。

8 寄与分

寄与分とは、保険業法において規定されている用語で、当社の純資産等(会社に蓄積される内部留保等)の形成に対する一人ひとりの社員(ご契約者さま)の寄与の割合であり、保険業法の定めにしたがって計算されます。

株式会社化に関してよくいただくご質問とお答えです。

Q 株式会社化・上場の目的・メリットは何か？

A. 当社が株式会社化を決定した目的は、当社が今後もより一層良い商品やサービスをお客さまに提供することにあります。そのためにより有効な組織形態は株式会社であると判断しました。

具体的には、株式会社は相互会社と比較して、より柔軟な経営戦略を取り得る組織形態であり、株式会社化することによって今後の厳しい市場環境の中でも持続的な成長を追求することが可能となります。持続的な成長があつてこそ、当社が「品質保証新宣言」でお約束しているとおり、品質の高いサービスを長期的にお客さまに提供し続けることができることとなります。

また、株式会社化と合わせて、証券取引所による承認を前提に、株式を上場する方針としておりますが、株式を上場することにより、株式市場において経営のチェックを受けるため、より透明性の高い経営を期待いただけると考えております。

Q 株式会社化・上場することによって、第一生命の経営が「ご契約者第一主義」でなくなるのではないかと？

A. 当社は、創立時から「ご契約者第一主義」という経営理念を掲げてまいりました。この経営理念を徹底追求することでこそ、企業価値は持続的に向上するものであり、当社が株式会社となってもこの理念は変わらず継続いたします。

株式会社化・上場は、言わば、当社が創業以来、百年間守り続けてきた「ご契約者第一主義」という経営理念を変わらず守り続けるために、少子高齢化といった環境変化に柔軟に対応できる組織形態に当社自らが変わる取組みです。

Q 自分には株式の割当てがあるのか？

A. 当社は、補償基準日である平成21年3月31日時点における株式の割当計算の対象となるご契約者さまを確定したうえで、株式割当の計算を実施しており、平成21年7月から12月にかけて、ご契約者さまへ株式の割当数を順次お知らせする予定としておりますので、今しばらくお待ちくださいますようお願い申し上げます。

なお、ご契約者さまへの株式の割当ては、保険業法の定めにしたがって計算し、その結果、割当てがないこともあります。

Q 株式会社化にともなう株式(金銭)はいつ受け取ることができるのか？

A. 本冊子作成時点(平成21年7月)において想定しているスケジュールとなる場合、当社の株式をお受け取りいただけるのは平成22年4月1日、金銭については平成22年4月以降順次送金することを予定しております。

Q 売却価格はいつ決まるのか？

A. 割当株式数のうち小数点以下の端数部分については、株式でお受け取りいただくことができないため、当社にて一括して売却することにより、ご契約者さまに端数部分相当の金銭をお受け取りいただきますが、その際の1株あたりの売却価格につきましては、裁判所の許可を得た売却方法により、平成22年3月下旬に決定されます。

Q 割当てを受けた株式(1株未満の端数部分を含む)の課税については、どうなるのか？

A. 本冊子作成時点(平成21年7月)の税制・想定しているスケジュールを前提といたしますと、個人のご契約者さまについては平成22年分の一時所得、法人のご契約者さまについては平成22年4月1日の属する年度の益金となります。

なお、個人のご契約者さまの場合、株式の割当てによる一時所得とそれ以外の一時所得の合計額が50万円以内のときには、株式会社化にともなって課税される一時所得はないこととなります。

今後、税法が変更される可能性もありますので、ご契約者さまに対しては、平成22年4月上旬から中旬にかけて送付する「お支払い金額のお知らせ」において、税金の取扱いについてもご案内する予定でございます。

Q 株式会社化によって、契約している保険に何か影響が出るのか？

A. 株式会社化に際しての、有配当保険契約のご契約者さま(社員)への影響は以下のとおりです。

- ・ご加入いただいている保険契約の保障内容(保険料・保険金等)に変更はございません。
- ・相互会社において「社員配当」を受け取る権利は、株式会社化後は「契約者配当」を受け取る権利として引き継がれます。
- ・「相互会社の経営に社員として参加する権利」は失われますが、株式会社化についての基準日(補償基準日)である平成21年3月31日時点において有効な保険契約(無配当保険契約を除く)が、株式会社化にともなう株式割当の計算の対象となり、ご契約者さまに株式が割り当てられることがあります。

※無配当保険契約であるニュー・マイライン(予定利率変動型無配当個人年金保険)のみのご契約者さまへの影響はございません。

Q 株主を重視することにより保険契約の配当の水準が下がるのではないかと？

A. 相互会社における「社員配当」を受け取る権利は、株式会社化後には「契約者配当」を受け取る権利として引き継がれます。

また、株式会社化する際には、契約者配当について、保険業法の定めにしたがって、「株式会社化後の契約者配当に係る方針」を定め、ご契約者さまの配当に関する権利の保護を図ることとなります。

Q なぜ株式が割り当てられるのか？

A. 株式会社化後には、総代選出権等の会社の経営に参加する権利等は失われます。これらの権利を補償するために、ご契約者さま(無配当保険契約のみのご契約者さまを除く)の寄与分に応じて株式の割当てを行います。なお、株式の割当ては、寄与分に応じて行われるため、株式が割り当てられない有配当保険契約のご契約者さまもいらっしゃいます。

Q どのような契約に対して株式の割当てが多かったのか？

A. おおよその傾向としましては、死亡保障や入院保障等の保障性の高い商品の方が、貯蓄性の高い商品に比べて割当てが多い傾向にありました。

しかしながら、個々のご契約については、ご契約ごとの様々な要素(保険種類、保険金額、保険料、ご契約期間等)が複雑に影響するため、一概には申しあげられません。

なお、株式の割当計算は、外部の独立した第三者の数理専門機関により公正・衡平に行われました。

VII.よくいただくご質問

株式会社化に関してよくいただくご質問とお答えです。

Q 株式を受け取るために、代金を払い込まなければならないのか？

A. 必要ありません。株式のお受け取りに関して、ご契約者さまから金銭をお払い込みいただくことは一切ございません。

Q 株式の割当計算の後、株式の割当てがない場合でも、結果の通知を送ってもらえるのか？

A. 株式の割当ての有無に関わらず、平成21年7月から12月にかけて割当株式数のご通知を送付してお知らせすることを予定しています。

Q 「0.75株」といった端数部分を株式で受け取ることはできないのか？

A. 法令によって、端数部分は株式としてお受け取りいただくことができません。したがって、ご契約者さまに割り当てられる株式の端数部分については当社が一括して売却し、端数部分相当の金銭をお渡しするように保険業法で定められております。何卒ご理解ください。

Q 株券の電子化(ペーパーレス化)とは何か？

A. 株券の電子化とは、上場会社の株式を対象として、紙に印刷された株券を前提として行われてきた株式の管理を、株主が証券会社に開設した証券口座において電子的に行うものであり、平成21年1月以降日本国内で実施されています。
紙の株券を廃止して電子化し、証券会社の証券口座において管理することで、株式を電子的に保管・譲渡することが可能となり、紙の株券そのものを保管したり、譲渡したりするといった手間を省くことができるほか、安全性も格段に高まるとされています。

Q 金融市場が混乱しているときに株式会社化・上場を実施して、財務の健全性に影響がないのか？

A. 昨年来の金融資本市場の混乱におきましても、当社は十分な財務の健全性を確保しております。お客さまにご安心いただけるよう、財務の健全性を引き続き確保したうえで、株式会社化・上場を実施してまいります。
なお、株式会社化・上場すること自体によって財務の健全性が悪化するのではなく、また、株式会社化・上場後も、引き続きお客さまにご安心いただくために、第一生命グループ全体のリスク管理にしっかりと取り組んでまいります。

Q 株式会社化・上場することによって、破綻・倒産する可能性が高くなるのではないのか？

A. 事例として、急激に株価が下がって経営破綻する会社はありますが、「急激に株価が下がった原因が何か?」ということが重要です。株式会社化・上場すること自体によって経営状況が悪化するということはなく、金融市場の混乱に耐え得るようなリスク管理をしっかりと行わなければ、相互会社・株式会社、あるいは上場・未上場に問わず経営に問題が生じてしまうと考えています。当社は引き続きしっかりとリスク管理を行ってまいります。

Q 第一生命の株主になった場合(第一生命の株式を受け取った場合)、株主総会に出席しないといけないのか？

A. 株主になられた場合、株主総会に出席する権利はございますが、出席する義務はございません。

VIII.異議申立て

保険業法第88条の規定に基づき、「相互会社から株式会社への組織変更に係る公告」(平成21年7月1日)の時のにおける当社のご契約者さまは、当社の株式会社化に異議を申し立てることができます。異議申立てが次の1および2双方の条件を満たした場合、株式会社化に関する総代会の承認は無効となります。

1. 異議を申し立てたご契約者さまの数が、ご契約者さまの総数の5分の1を上回ること
2. 異議を申し立てたご契約者さまの保険契約に係る債権の額に相当する金額が、すべてのご契約者さまの当該金額の総額の5分の1を上回ること

〈当社の株式会社化に対する異議申立ての方法〉

当社の株式会社化に異議を申し立てる場合には、はがきに以下の必要記載事項を明記の上、下記送付先までご郵送願います。

なお、当社の株式会社化に異議がない場合には、このお手続きは必要ありません。

*お電話等、ご郵送以外でのお受け付けはできません。ご了承ください。

〔必要記載事項〕

- ご契約者さまのご住所および電話番号
- ご契約者さまの氏名(自署・押印、フリガナ)および生年月日(法人・団体のご契約者さまは不要)
- 保険契約の証券番号(複数のご契約にご加入の方はいずれか一つで可)
- 当社の株式会社化(組織変更)に異議を申し立てる旨

〔送付先〕

〒100-8411
東京都千代田区有楽町1丁目13番1号
第一生命保険相互会社 株式会社化事務局 宛

- 平成21年12月28日までに上記送付先に到着したものに限り有効とします。
- 上記必要記載事項をもれなくかつ正確にご記入いただいたものに限り有効とします。
- 平成22年1月に、当社ホームページにおいて異議申立ての結果をお知らせする予定です。